(証券コード：5542)
平成28年３月11日

株　主　各　位

埼玉県川越市新宿町５丁目13番地１
新　報　国　製　鉄　株　式　会　社
代表取締役社長　成　瀬　　正

第83回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第83回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年３月28日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年３月29日（火曜日）午前10時30分
2. **場　　所**　埼玉県川越市新宿町５丁目13番地61
　住宅展示場「川越ハウジングステージ」
　インフォメーションセンター
3. **会議の目的事項**

報　告　事　項　第83期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決　議　事　項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬額決定の件

4. **その他の招集の決定事項**

　代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
２．事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類記載事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shst.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

第 83 期 事 業 報 告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過

当期におけるわが国経済は、依然として消費税増税の影響などが尾を引き消費の回復が遅れデフレ脱却の入り口で足踏みの状態が続いています。それに加え中国ならびにその影響を受けた新興国経済の停滞、原油を始め資源安の影響など極めて先行き不透明な状況が続いています。

このような状況の中にも係わらず、当社は大変順調な一年となりました。当社の主力製品である低熱膨張合金は液晶パネル製造装置の好調、半導体製造装置も堅調に推移したことにより大きく売上を伸ばしました。また、原油価格の低迷によりシームレスパイプ用工具は苦戦を強いられましたが第４四半期に高合金シームレス用工具の受注があったこと、さらに新規拡販の地道な努力の成果などにより大幅に売上を伸ばすことができました。

その結果、当期における売上高は4,941百万円と前期比1,038百万円の大幅増収となりました。営業利益は売上高の大幅な増加に加え、地道なコスト削減活動、さらには不動産賃貸事業の通年寄与など前期比80％増益の470百万円となりました。経常利益は73％増益の518百万円、当期純利益は71％増益の508百万円となりました。

セグメント別には次の通りです。

特殊合金事業では、上述の通り主力製品である低熱膨張合金が好調であったことにより売上高は前期比1,010百万円増収の4,784百万円、営業利益は前期比100％増益の348百万円となりました。

不動産賃貸事業では住宅展示場への土地賃貸が通年寄与したことにより売上高は157百万円と前期比29百万円の増収、営業利益は前期比39％増益の122百万円となりました。

次期の業績見通しにつきましては、液晶パネル製造装置は依然として好調に推移すると見込まれ、半導体製造装置も当期に比べ増加する見通しであり、当社主力製品の低熱膨張合金の売上は大幅に増加すると見込まれます。一方シームレス

パイプ用工具は原油価格の低迷により減少すると思われますが、全体の売上としては当期に比べ10億円程度増収の60億円程度と予想しています。営業利益と経常利益は大幅な売上増により当期に比べ営業利益は19%増益の560百万円程度、経常利益は14%増益の590百万円程度と見込まれます。なお、当期純利益はリーマンショックで被った大幅な損失による法人税の繰越欠損金が当期までにほぼ一掃され来期の繰越欠損金は150百万円のみとなり法人税等が当期に比べ120百万円程度増加するため９%減益の460百万円程度の見込みであります。

なお、業績見通しは、現時点で入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって予想値と異なる場合があります。

配当につきましては、中小企業である当社は大企業とは違いどのような危機が来ても潰れない二重三重の安全装置を備えた財務基盤の確立の上に、研究開発、製造技術の向上のための投資、人材育成の投資を積極的に進め持続的成長を目指しつつ、当該事業年度の業績を勘案し安定的に株主の皆様に報いる配当を決定していくことを基本方針としております。

当期につきましては2015年11月に２円増配の５円を予定していましたが、その後、会社予想の当期純利益が上ぶれたこと、来期も増収増益の見込みが立ったことに鑑み、さらに５円増配の１株あたり年普通配当10円といたす予定であります。また、次期につきましては、リーマンショックで被った大幅損失により生じた法人税の繰越欠損金も今期でほぼ一掃でき、ようやく税を払う一人前の会社になること、次期も増収増益の見込みであることから、当期に対し10円増配の１株当たり年普通配当20円とし中間配当10円、期末配当10円を予定しております。

当社は技術の新報国製鉄として技術の向上のための投資は惜しまず、人材を育て世界一の低熱膨張合金メーカー、シームレスパイプ用工具メーカーなど最先端の特殊合金メーカーの地位を確立してまいります。その技術力を背景に営業力の強化を図り規模は小さいが高収益な質の高い企業として持続的成長を目指してまいります。株主の皆様におかれましては引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

会社の対処すべき課題

１．当社製品のさらなる高度化。
２．開発中の製品の早期拡販。
３．人材の育成。

(2) 販売実績

セグメントの名称	金　額(千円)	構成比(%)	前期比(%)
特殊合金事業	4,784,120	96.8	126.8
不動産賃貸事業	157,128	3.2	122.2
計	4,941,248	100.0	126.6

(3) 財産及び損益の状況

期別 / 科目	第80期 (平成24年度)	第81期 (平成25年度)	第82期 (平成26年度)	第83期(当期) (平成27年度)
	千円	千円	千円	千円
売上高	3,147,859	2,976,217	3,902,836	4,941,248
当期純利益	105,980	82,018	296,645	507,762
1株当たり当期純利益	33円07銭	24円77銭	89円60銭	153円37銭
純資産額	839,621	937,473	1,215,352	1,703,391

(4) 設備投資等の状況

当期中において重要な設備投資はありません。

(5) 資金調達の状況

当期中において特記すべき事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
㈱新報国製鉄三重	95,000千円	100%	鋳造品の製造及び販売

(注) 当社平成28年２月19日開催の取締役会にて、平成29年１月１日を効力発生日として連結子会社である株式会社新報国製鉄三重を吸収合併する旨の決議をしております。

② 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記１社だけでありますが、上記の連結子会社を含む当期の連結売上高は4,775,671千円（前期比1,081,492千円の増収)、連結当期純利益は589,842千円（前期比159,338千円の増益）となりました。

(7) 主な事業内容

① 半導体及び液晶パネル製造装置用部品等の製造及び販売
② シームレス鋼管製造用工具の製造及び販売
③ 鍛圧加工（鍛造・圧延・伸線）
④ 不動産の賃貸

(8) 事 業 所

本社及び川越工場　　埼玉県川越市新宿町５丁目13番地１

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社埼玉りそな銀行	558,397千円

(10) 従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
45名 (0名)	43才7ヶ月	16年3ヶ月

(注) 1．（ ）は前期末比増減であります。
2．上記従業員数には臨時従業員5名を含んでおります。

(11) その他、会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年２月19日開催の取締役会にて、事業を取り巻く環境の変化やグローバル化に適切かつ迅速に対応するため、経営の意思決定と業務執行の機能分担を明確化することにより、経営機能と執行機能を強化することを目的として執行役員制度を導入する旨の決議をしております。

執行役員制度の導入日　平成28年３月29日

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数　　3,310,716株(自己株式199,284株を除く)

(2) 株主数　　1,129名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
新日鐵住金株式会社	620千株	18.7%
株式会社湊組	270千株	8.2%
石田龍山	185千株	5.6%
株式会社埼玉りそな銀行	157千株	4.7%
株式会社ＳＢＩ証券	114千株	3.4%
株式会社山本本店	107千株	3.2%
日東紡績株式会社	100千株	3.0%
日本証券金融株式会社	88千株	2.7%
新報国製鉄取引先持株会	56千株	1.7%
川田裕介	45千株	1.4%

(注) 持株比率は、自己株式(199,284株)を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	成　瀬　　正	㈱新報国製鉄三重　代表取締役社長
常務取締役	森　　善　男	
取　締　役	西　川　幸一良	
取　締　役	長谷川　　潔	素形材部長
常勤監査役	浅　見　恒　雄	
監　査　役	丸　茂　　等	公認会計士
監　査　役	笹　本　昌　克	㈱湊組 代表取締役社長
監　査　役	篠　宮　雅　明	公認会計士

(注) 1．取締役西川幸一良は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役丸茂等、笹本昌克、篠宮雅明は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．監査役丸茂等は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4．監査役丸茂等、篠宮雅明は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5．当期中に辞任した監査役は次のとおりであります。

(氏　　名)	(辞任時の地位及び担当)	(辞任年月日)
伊東大介	監査役	平成27年３月26日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支　給　額	摘　　要
取　締　役	5名	55,700千円	
(内　社外)	(1名)	(2,100千円)	
監　査　役	5名	15,918千円	
(内　社外)	(4名)	(7,518千円)	
合　　計	10名	71,618千円	

(注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2.上記の支給人数には、平成27年３月26日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役１名を含んでおります。
3.上記のほか、平成27年３月26日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名に対し、役員退職慰労金を次のとおり支給しております。
退任社外監査役１名　419千円

(3) 当期における社外役員の主な活動状況

区 分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	西川　幸一良	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回（100％）に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	丸茂　等	当事業年度開催の取締役会15回のうち10回（67％）、監査役会6回のうち5回（83％）に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	笹本　昌克	当事業年度開催の取締役会15回のうち12回（80％）、監査役会6回のうち4回（67％）に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	篠宮　雅明	監査役就任後に開催された取締役会10回のうち10回（100％）、監査役会4回のうち4回（100％）に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	20,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,500千円

(注) 1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概況は以下のとおりです。

① 処分対象者

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

３ヶ月間の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務

の停止）（平成28日１月１日から平成28年３月31日まで）
併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続き開始を決定

③　処分理由

ア　株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため

イ　同監査法人の運営が著しく不当と認められたため

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規定を定め周知徹底する。また、社長直轄の監査室は、各部署における業務遂行状況を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報については、社内規定に基づき保存・管理を行っており、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

監査室及び各部門においてリスクを把握しその対応策の検討を行い、その結果を取締役会へ報告する。また、監査室は、リスク項目について定期的に点検・管理する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、月１回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督している。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に対し当社の監査室は、定期的に業務の適正を監査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指定された使用人への指揮権は監査役に移行されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項の発生または発生するおそれがあるときは直ちに監査役に報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、業務執行状況を把握するため取締役会に参加し、必要に応じて説明を求めることができる。また、監査役と会計監査人との意見や情報の交換を行うための体制も整備する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、必要に応じて警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会において、当社経営に関する重要事項を決定する際には、法令・定款への適合性及び業務の適正を確保する視点から審議を行っております。

また、監査役は、取締役会及び社内の重要会議に出席し必要な意見を表明しているほか、会計監査人及び監査室と適宜情報交換を行っており、内部統制システムの運用状況について監視、検証を行っております。

貸　借　対　照　表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,585,913**	**流動負債**	**2,347,404**
現金及び預金	878,494	支払手形	414,236
受取手形	119,577	買掛金	502,983
売掛金	943,826	電子記録債務	762,982
電子記録債権	68,556	短期借入金	534,964
製品	135,234	リース債務	3,135
原材料	1,284	未払金	25,789
仕掛品	314,243	未払費用	472
前払費用	3,891	未払法人税等	22,237
関係会社貸付金	180,000	未払事業所税	1,734
未収入金	891,112	未払消費税等	33,668
繰延税金資産	47,400	預り金	12,900
その他	2,495	前受収益	16,026
貸倒引当金	△199	賞与引当金	11,500
		その他	4,779
固定資産	**1,034,462**	**固定負債**	**569,579**
有形固定資産	**314,446**	社債	200,000
建物	177,231	長期借入金	23,433
構築物	55,369	リース債務	3,701
機械及び装置	70,720	繰延税金負債	16,908
車両運搬具	2,307	退職給付引当金	156,118
工具、器具及び備品	7,067	長期未払金	16,725
土地	1,029	長期預り保証金	152,694
リース資産	723		
		負債合計	**2,916,984**
無形固定資産	**12,799**	（純資産の部）	
ソフトウェア	6,938	**株主資本**	**1,674,607**
電話加入権	183	**資本金**	**175,500**
リース資産	5,679	**資本剰余金**	**133,432**
		資本準備金	133,432
投資その他の資産	**707,217**	**利益剰余金**	**1,434,222**
投資有価証券	85,075	利益準備金	43,875
関係会社株式	97,500	その他利益剰余金	1,390,347
賃貸用土地	523,168	繰越利益剰余金	1,390,347
その他	1,475	**自己株式**	**△68,547**
		評価・換算差額等	**28,784**
		その他有価証券評価差額金	**28,784**
		純資産合計	**1,703,391**
資産合計	**4,620,375**	**負債・純資産合計**	**4,620,375**

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,941,248**
売上原価		**4,002,300**
売上総利益		**938,948**
販売費及び一般管理費		**469,037**
営業利益		**469,911**
営業外収益		
受取利息	3,686	
受取配当金	2,860	
受取賃貸料	12,000	
原材料売却益	8,259	
補助金収入	9,472	
たな卸差益	8,841	
雑収入	16,747	61,864
営業外費用		
支払利息	7,081	
社債利息	1,380	
社債発行費	3,217	
雑支出	2,591	14,269
経常利益		**517,506**
特別利益		
固定資産売却益	635	635
特別損失		
固定資産売却損	35	35
税引前当期純利益		**518,106**
法人税、住民税及び事業税	27,950	
法人税等調整額	△17,605	10,344
当期純利益		**507,762**

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	175,500	133,432	43,875	892,518	△68,523	1,176,802
当期変動額						
剰余金の配当				△9,932		△9,932
当期純利益				507,762		507,762
自己株式の取得					△25	△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	497,830	△25	497,805
当期末残高	175,500	133,432	43,875	1,390,347	△68,547	1,674,607

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	38,549	38,549	1,215,352
当期変動額			
剰余金の配当			△9,932
当期純利益			507,762
自己株式の取得			△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,765	△9,765	△9,765
当期変動額合計	△9,765	△9,765	488,040
当期末残高	28,784	28,784	1,703,391

個 別 注 記 表

記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

但し、平成10年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～45年
構築物	７～45年
機械及び装置	２～22年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	２～10年

無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

4. 繰延資産の処理方法
社債発行費
支出時全額費用処理
5. 引当金の計上基準
貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金　従業員に対して支給する賞与にあてるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき見積額を計上しております。
退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生している額（簡便法）を計上しております。
6. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）
（貸借対照表）
前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。
なお、前事業年度の「繰延税金資産」は23,109千円であります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 担保提供資産

担保に供している資産

建物	177,231千円
土地	508千円
計	177,738千円

担保付き債務

割引手形	26,431千円
短期借入金	534,964千円
長期借入金	23,433千円
計	584,828千円

上記の他、賃貸用土地(523,168千円)を子会社の借入金及び割引手形(300,000千円)の担保に供しております。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	35,256千円
短期金銭債務	1,003,719千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額　527,807千円

4. 受取手形割引高　26,431千円

5. 決算期末日満期手形の会計処理については、当事業年度末日は金融機関の休業日でありましたが満期日決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形は次のとおりであります。

受取手形	416千円
支払手形	109,633千円
電子記録債務	92,106千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	165,577千円
仕入高	1,780,167千円
営業取引以外の取引による取引高	17,155千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（株）	3,510,000	―	―	3,510,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式（株）	199,250	34	―	199,284

3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年3月26日定時株主総会	普通株式	9,932千円	3円	平成26年12月31日	平成27年3月27日

4. 当期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	33,107千円	10円	平成27年12月31日	平成28年3月30日

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金繰入限度超過額	3,772千円
一括償却資産	597千円
未払事業所税	569千円
未払事業税	2,526千円
退職給付引当金繰入限度超過額	50,114千円
未払役員退職慰労金	5,369千円
関係会社株式評価損	16,853千円
繰越欠損金	49,053千円
その他	3,312千円
繰延税金資産小計	132,165千円
評価性引当額	△84,765千円
繰延税金資産合計	47,400千円

（繰延税金負債）

固定資産圧縮積立金	3,300千円
その他有価証券評価差額金	13,608千円
繰延税金負債合計	16,908千円
繰延税金資産の純額	30,492千円

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.4％から、平成28年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8％に、平成29年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1％にそれぞれ変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が2,019千円減少し、法人税等調整額が3,418千円、その他有価証券評価差額金が1,398千円、それぞれ増加しております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に照らして必要な資金を銀行借入及び社債の発行により調達しております。また、資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として長期保有を目的とした上場株式であり四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、月次で資金繰実績を作成し、流動性リスクを把握しております。

２．　金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時　価(*)	差　額
(1) 現金及び預金	878,494	878,494	―
(2) 受取手形	119,577	119,577	―
(3) 売掛金	943,826	943,826	―
(4) 電子記録債権	68,556	68,556	―
(5) 投資有価証券	66,398	66,398	―
(6) 支払手形	(414,236)	(414,236)	―
(7) 買掛金	(502,983)	(502,983)	―
(8) 電子記録債務	(762,982)	(762,982)	―
(9) 短期借入金	(415,000)	(415,000)	―
(10) 長期借入金	(143,397)	(143,497)	△100
(11) 社債	(200,000)	(203,021)	△3,021

(注) 1．(*)負債で計上されているものについては、( )で表示しております。
2．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項は以下のとおりであります。
(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)電子記録債権
これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(5)投資有価証券
投資有価証券は上場株式であり、時価は取引所の価格によっております。
(6)支払手形、(7)買掛金、(8)電子記録債務及び(9)短期借入金
これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(10)長期借入金及び(11)社債
これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入及び社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
3．(10)長期借入金については、1年以内返済予定長期借入金が含まれております。
4．投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額18,677千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。
関係会社株式はすべて非上場株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県及び三重県内において、賃貸用の土地を所有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

貸借対照表計上額	時　価
604,537	3,380,463

(注) 1．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2．時価の算定方法
主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	新日鐵住金㈱	被所有 直接 18.8%	当社鋳鋼品の販売	鋳鋼品等の販売(注)2	532,479	売掛金	55,633
			同社原材料の購入	原材料の購入(注)2	4,829	買掛金	344

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．上記の金額には消費税等が含まれております。

2．鋳鋼品等並びに原材料の取引価格は取引ごとに決定しております(取引条件は各取引先と同様です)。

3．取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱新報国製鉄三重	所有 直接 100%	同社鋳鋼品等の購入	鋳鋼品等の購入(注)2	1,780,167	電子記録債務	762,982
						買掛金	240,501
			当社土地の賃貸及び担保提供	土地の賃貸料収入(注)5	12,000	—	—
				貸付金の回収(注)3	120,000	関係会社貸付金	180,000
			当社資金の貸付	利息の受取(注)3	3,521	—	—
				担保提供(注)4	503,302	賃貸用土地	523,168
				担保提供料(注)4	900	前受収益	150

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．上記の金額には消費税等が含まれております。

2．鋳鋼品等の取引価格は取引ごとに決定しております（取引条件は各取引先と同様です)。

3．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

4．子会社の銀行借入につき、当社土地の担保提供を行ったものであり、根抵当権設定額に対し年率0.3%の担保提供料を受領しております。

5．取引条件及び取引条件の決定方針等については、一般的取引条件と同様に決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.	１株当たり純資産額	514円51銭
2.	１株当たり当期純利益	153円37銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

新 報 国 製 鉄 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 口 和 弘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 隆	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、新報国製鉄株式会社の平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの第８３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの第８３期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その状況を監視及び検証いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月18日

新報国製鉄株式会社　監査役会

常勤監査役　浅　見　恒　雄　㊞

社外監査役　丸　茂　　等　㊞

社外監査役　笹　本　昌　克　㊞

社外監査役　篠　宮　雅　明　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

中小企業である当社は、大企業とは違いどのような危機が来ても潰れない二重三重の安全装置を備えた財務基盤の確立の上に、研究開発、製造技術の向上のための投資、人材育成の投資を積極的に進め持続的成長を目指しつつ、当該事業年度の業績を勘案し安定的に株主の皆様に報いる配当を決定していくことを基本方針としております。当期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
　金銭といたします。
2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式　１株につき金10円
　総額　33,107,160円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年３月30日

第２号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」が平成27年５月１日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

当社はこれを受けて平成28年２月19日開催の取締役会で、取締役会の監督機能をより一層強化することにより、コーポレートガバナンスのさらなる充実と企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社に移行するために必要な規定の新設ならびに不要となる規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分発揮できるよう会社法第426条及び第427条に定める取締役の責任免除制度に基づき、取締役会の決議によって法令に定める範囲で責任を免除することができる旨、及

び業務執行取締役等である者を除く取締役との間で責任限定契約を締結できる旨を新設するものであります。なお、本新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、中間配当基準日の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
(機関)	(機関)
第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。	第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	（削除）
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第５条～第17条（条文省略）	第５条～第17条（現行どおり）
第４章 取締役、取締役会、監査役及び監査役会	第４章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会
(取締役、監査役の員数及び選任)	(員数)
第18条 当社の取締役は、12名以内、監査役は、4名以内とする。	第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、７名以内とする。
（新設）	２ 当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

現行定款	変更案
（取締役及び監査役の選任方法） 第19条　取締役及び監査役は、株主総会において選任する。 ２　取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　（条文省略）	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。 ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　（現行どおり）
（取締役及び監査役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設）	（任期） 第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条～第22条（条文省略）	第21条～第22条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は会日の２日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は会日の２日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第24条 監査等委員会の招集通知は、会日の２日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（重要な業務執行の委任） 第25条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げるを除く。）の決定を取締役に委任することができる。
第24条～第25条（条文省略）	第26条～第27条（現行どおり）
（新設）	（監査等委員会規定） 第28条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。
（監査役会の招集通知） 第26条　監査役会の招集通知は会日の２日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要性があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（常勤の監査役） 第27条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役会の決議方法） 第28条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会規定） 第29条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	（削除）
（報酬等） 第30条　取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

現行定款	変更案
	２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。
第31条（条文省略）	第31条（現行どおり）
第５章　計　算	第５章　計　算
第32条（条文省略）	第32条（現行どおり）
（剰余金配当の基準日） 第33条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。	（剰余金配当の基準日） 第33条（現行どおり）
（新設）	（中間配当） 第34条　当会社は、取締役会の決議により毎年６月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。
第34条（条文省略）	第35条（現行どおり）

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）３名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件といたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	所有する当社株式の数	略歴、地位、担当 （重要な兼職の状況）	当社との特別の利害関係
1	成瀬（なるせ）　正（ただし） （昭和22年１月２日生）	18,100株	昭和45年４月　住友金属工業㈱入社 （現　新日鐵住金㈱） 平成10年７月　同社 本社企画部長 平成14年１月　住友特殊金属㈱入社 支配人 平成14年７月　同社 取締役 平成16年４月　㈱NEOMAX常務取締役 平成18年７月　同社 取締役専務執行役員 平成19年４月　日立金属㈱事業役員 （㈱NEOMAXと日立金属㈱合併） 平成20年３月　当社取締役副社長 平成21年８月　当社代表取締役社長（現在） 平成22年１月　山本重工業㈱取締役 （現　㈱新報国製鉄三重） 平成23年４月　㈱新報国製鉄三重 取締役会長 平成26年１月　同社 代表取締役社長（現在）	（注１）
2	長谷川（はせがわ）　潔（きよし） （昭和36年12月23日生）	3,700株	昭和59年４月　当社入社 平成10年６月　当社 精機外注課長 平成14年４月　当社 エンジニアリング部長代理 平成16年１月　当社 エンジニアリング部長 平成22年１月　当社 鋳造管理部長 平成26年４月　当社 素形材部長（現在） 平成27年３月　当社 取締役（現在）	なし

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	所有する当社株式の数	略歴、地位、担当 （重要な兼職の状況）	当社との特別の利害関係
3	戸崎（とざき）　泰之（やすゆき） （昭和21年７月25日生）	―	昭和46年４月　住友金属工業㈱入社 （現　新日鐵住金㈱） 平成８年６月　同社 銑鋼技術部長 平成11年６月　同社 総合技術研究所長 平成11年10月　同社 常務執行役員総合技術研究所長 平成17年６月　同社 取締役副社長 平成21年３月　東北大学 博士（工学） 平成24年10月　新日鐵住金㈱ 常任顧問 平成26年10月　同社 顧問 平成27年９月　同社 退任 平成27年11月　東北大学特任教授（客員）	なし

（注１）　取締役候補者成瀬正氏は、株式会社新報国製鉄三重の代表取締役社長を兼務し、当社は当該会社との間に、製品購入の取引関係があります。

（注２）　戸崎泰之氏は、社外取締役候補者であります。

(1) 戸崎泰之氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
同氏は経営者としての豊富な経験と実績、見識を有しており、当社の業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にありますので、社外取締役として、当社の経営に資するところが大きいと判断したためであります。

(2) 戸崎泰之氏は新任の取締役候補者であります。

（注３）　当社は、戸崎泰之氏が取締役に就任した場合、会社法第４２７条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第４２５条第１項に定める最低責任限度額となります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件といたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	所有する当社株式の数	略歴、地位、担当（重要な兼職の状況）	当社との特別の利害関係
1	森（もり）　善男（よしお） （昭和24年11月30日生）	25,100株	昭和48年４月　㈱埼玉銀行 （現　㈱りそな銀行）入行 平成５年７月　当社へ出向入社　経理課長 平成12年11月　山本重工業㈱取締役 （現　㈱新報国製鉄三重） 平成13年12月　当社入社　総務部長代理 平成14年３月　当社 取締役副工場長 平成20年３月　当社 常務取締役（現在） 平成24年１月　㈱新報国製鉄三重 常務取締役	なし
2	笹本（ささもと）　昌克（まさかつ） （昭和45年８月２日生）	―	平成６年４月　住友金属工業㈱入社 （現 新日鐵住金㈱） 平成９年１月　㈱湊組入社 平成13年４月　同社 代表取締役副社長 平成16年４月　同社 代表取締役社長（現在） 平成26年３月　当社 監査役（現在）	なし
3	篠宮（しのみや）　雅明（まさあき） （昭和43年７月25日生）	―	平成５年10月　センチュリー監査法人 入所 （現 新日本有限責任監査法人） 平成８年４月　公認会計士登録 平成19年９月　篠宮公認会計士事務所 開設 （現在） 平成20年４月　LEC会計大学院 特任教授 平成22年10月　同大学院 准教授（現在） 平成25年５月　税理士登録 平成27年３月　当社 監査役（現在）	なし
4	丸茂（まるも）　隆（たかし） （昭和40年11月６日生）	―	平成７年11月　公認会計士・税理士丸茂等事務所入所 平成13年１月　税理士登録 平成22年３月　公認会計士・税理士丸茂等事務所副所長（現在）	なし

（注１） 笹本昌克氏は社外取締役候補者であります。
笹本昌克氏は、株式会社湊組の代表取締役社長であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般に対する監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
（注２） 篠宮雅明氏は社外取締役候補者であります。
篠宮雅明氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かして頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
（注３） 丸茂隆氏は社外取締役候補者であります。
丸茂隆氏は税理士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かして頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
（注４） 当社は、森善男氏、笹本昌克氏、篠宮雅明氏、丸茂隆氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第４２７条第１項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第４２５条第１項に定める最低責任限度額となります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第３６１条第１項及び第２項の定めに従い、現在の報酬額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、経済情勢等の諸般の事情も考慮して、年額１億５千万円以内（社外取締役２千万円以内）とし、監査等委員である取締役の報酬額を年額５千万円以内と定めること、具体的支給額は取締役会の決議及び監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。また、現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）、監査役は４名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）３名選任の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」の効力が生じますと、取締役は３名（うち社外取締役１名）、監査等委員である取締役は４名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件といたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　埼玉県川越市新宿町５丁目13番地61
住宅展示場
「川越ハウジングステージ」
インフォメーションセンター



交通のご案内＝電車／JR線、東武東上線の川越駅から徒歩15分
車／関越自動車道川越ICから２km（平常時５分）